

# 定 款

一般社団法人石川県産業資源循環協会

# 一般社団法人石川県産業資源循環協会定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本協会は、一般社団法人石川県産業資源循環協会と称する。

### (事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 本協会は、産業廃棄物の適正な処理の確保、再生利用等の推進及び不適正処理の防止等に関する調査研究、研修、指導、普及等の事業を行い、もって公衆衛生の向上、持続可能な循環型社会の形成及び地球環境保全等の公益の増進に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 産業廃棄物の適正処理、資源循環等に関する調査研究、研修及び広報等の適正処理普及啓発事業
  - 二 産業廃棄物の適正処理、資源循環等を推進するための指導及び相談事業
  - 三 産業廃棄物の適正処理、資源循環等に関する関係行政機関からの受託事業
  - 四 公益社団法人全国産業資源循環連合会等廃棄物関係団体に協力して行う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可講習会等開催事業
  - 五 産業廃棄物の処理、環境保全活動に従事する業界の活性化や人材育成及び顕彰等に関する事業
  - 六 産業廃棄物の適正処理、資源循環等の情報の収集及び提供に関する事業
  - 七 産業廃棄物処理業の労働安全衛生向上に関する研修事業
  - 八 産業廃棄物の適正処理、資源循環等に関する情報誌の刊行及び斡旋等に関する事業
  - 九 産業廃棄物処理業の許可取得及び産業廃棄物処理施設の設置等に関する技術支援事業
  - 十 産業廃棄物等の不法投棄防止パトロールや啓発等に関する事業
  - 十一 産業廃棄物の不適正処理等に関する環境修復基金事業のための基金の設置及び運営に関する事業
  - 十二 災害廃棄物処理支援に関する事業
  - 十三 公益社団法人全国産業資源循環連合会等廃棄物関係団体が行う産業廃棄物等の処理に係る各種事業の支援及び協力に関する事業
  - 十四 産業廃棄物管理票等の頒布及び普及に関する事業
  - 十五 その他当協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、石川県において行うものとする。

### 第3章 会 員

#### (法人の構成員)

第5条 本協会に次の会員を置く。

- 一 正会員 次のイ又はロに該当する者で、本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体  
イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき、石川県知事又は金沢市長の許可を受け、産業廃棄物の処理を業として行っている者  
ロ 石川県内において、その事業活動に伴い産業廃棄物を排出する者
  - 二 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

#### (会員の資格の取得)

第6条 本協会の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 入会は、社員総会において定める入会及び退会規程（以下「入会及び退会規程」という。）に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

#### (経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。

- 2 前項の会費等についてはその全額を本協会の活動に必要な経費に充てるものとする。

#### (任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- 二 総正会員が同意したとき。
- 三 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- 四 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 五 産業廃棄物処理業の許可の取り消し処分を受けたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(届出)

第12条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに本協会に届け出なければならない。

- 一 氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地、又は事業を行う場所を変更したとき。
- 二 石川県知事又は金沢市長の業の許可処分により産業廃棄物の処理に係る業を新たに追加したとき。
- 三 業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したとき。

## 第4章 総 会

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の社員総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
- 3 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 4 賛助会員は、総会に出席して意見を述べるができるが、議決権は有しない。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額又はその支給の基準
- 四 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第15条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - 一 理事会において開催の決議がなされたとき。
  - 二 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
- 4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
  - 一 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
  - 二 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招 集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(定足数)

第18条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決 議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 事業の全部譲渡
- 六 合併契約の承認
- 七 清算する場合において有する残余財産の処分
- 八 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前項の議案について、出席した正会員が候補者を一括して採決することに異議がないときは一括採決をすることができる。ただし、前項後段の選任の方法によるもの及び次条第3項の書面による議決権行使の結果において過半数の賛成を得られていないものについては、一括採決を行うことができない。

(書面議決等)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決し、又は正会員である代理人によって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 前項の代理人に対する代理権の授与は当該の正会員が総会ごとに行い、当該の正会員又は代理人は代理権を証明する書面を協会に提出しなければならない。

4 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会長並びに出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会運営規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第24条 本協会に次の役員を置く。

一 理事 15名以上23名以内 ただし、正会員からの選任は20名以内とする。

二 監事 3名以内 うち1名以上は正会員以外の者から選任する。

2 理事のうち、1名を代表理事とし、5名以内を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(役員を選任等)

第25条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された執行理事より副会長、専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、副会長は4名以内、専務理事は1名まで、常務理事は2名以内とする。

5 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本協会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。

- 5 常務理事は、本協会の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が決定した順序によって、その職務を代行する。
- 6 会長、副会長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- 二 本協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類、事業報告書を監査すること。
- 三 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- 四 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- 五 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- 六 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- 七 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- 八 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された役員任期は、その退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条第1項で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

一 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引

二 自己又は第三者のためにする本協会との取引

三 本協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第32条 本協会は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本協会は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金壹万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問及び相談役)

第33条 本協会に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問及び相談役の選任及び解任は、学識経験者等のうちから、理事会において決議する。

3 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び相談役の職務)

第34条 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第35条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

一 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

二 規則の制定、変更及び廃止

三 前各号に定めるもののほか本協会の業務執行の決定

四 理事の職務の執行の監督

五 代表理事及び執行理事の選定及び解職



- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
  - 一 重要な財産の処分及び譲受け
  - 二 多額の借財
  - 三 重要な使用人の選任及び解任
  - 四 その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - 五 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本協会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
  - 六 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

（種類及び開催）

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - 一 会長が必要と認めたとき。
  - 二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
  - 三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - 四 第27条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招 集）

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議 長）

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会できない。

（決 議）

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第45条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

## 第7章 委員会及び部会

(委員会)

第46条 本協会の事業の円滑な運営に必要なときは、理事会はその決議により、その実務を行う各種の委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者等のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(部会)

第47条 本協会の事業の円滑な運営に必要なときは、理事会はその決議により、廃棄物の種類又は産業廃棄物処理業の区分ごとの課題等に関する業務を行う各種の部会を設置することができる。

2 部会の部会員は、会員及び学識経験者等のうちから、理事会が選任する。

3 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 基金

(基金の拠出)

第48条 本協会は、会員又は第三者に対し、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

第49条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定めるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第50条 本協会は、第59条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず本協会は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。
- 3 本協会に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

- 第51条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。
- 2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

- 第52条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第53条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第54条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- 一 事業報告
  - 二 事業報告の附属明細書
  - 三 貸借対照表
  - 四 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - 五 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類(以下「計算書類等」という。)については、定時社員総会に提出し承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、法令の定めるところにより備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(会計原則等)

- 第55条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
- 2 本協会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程による。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第56条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。
- 2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第57条 本協会は剰余金の分配は行わない。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第58条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第59条 本協会は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第60条 本協会が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、本協会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号のイからトに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第61条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第62条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第63条 本協会の公告は、電子公告による。

## 第12章 事務局

(事務局)

第64条 本協会の事務を処理するために事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第65条 事務所には、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

一 定款

二 会員名簿

三 理事及び監事の名簿

- 四 認可、許可等及び登記に関する書類
  - 五 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類
  - 六 監査報告
  - 七 その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第61条第2項に定める情報公開規程によるものとする

### 第13章 補 則

（委任）

第66条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則（平成25年5月24日一部変更）

この定款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月26日一部変更）

この定款は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月4日一部変更）

この定款は、令和元年6月4日から施行する。

附 則（令和6年5月29日一部変更）

この定款は、令和6年5月29日から施行する。